

◇第3章

各論 第1

重点方針への取り組み

第3章 各論

第1 重点方針への取り組み

1 総合的な介護予防の推進

介護保険を利用するには至らないまでも、年齢を重ねるうちに生活するうえで不自由なことが出てくる場合があります。そのような時でも何らかの支援や助けがあれば、安心して住み慣れた地域で生活することができます。

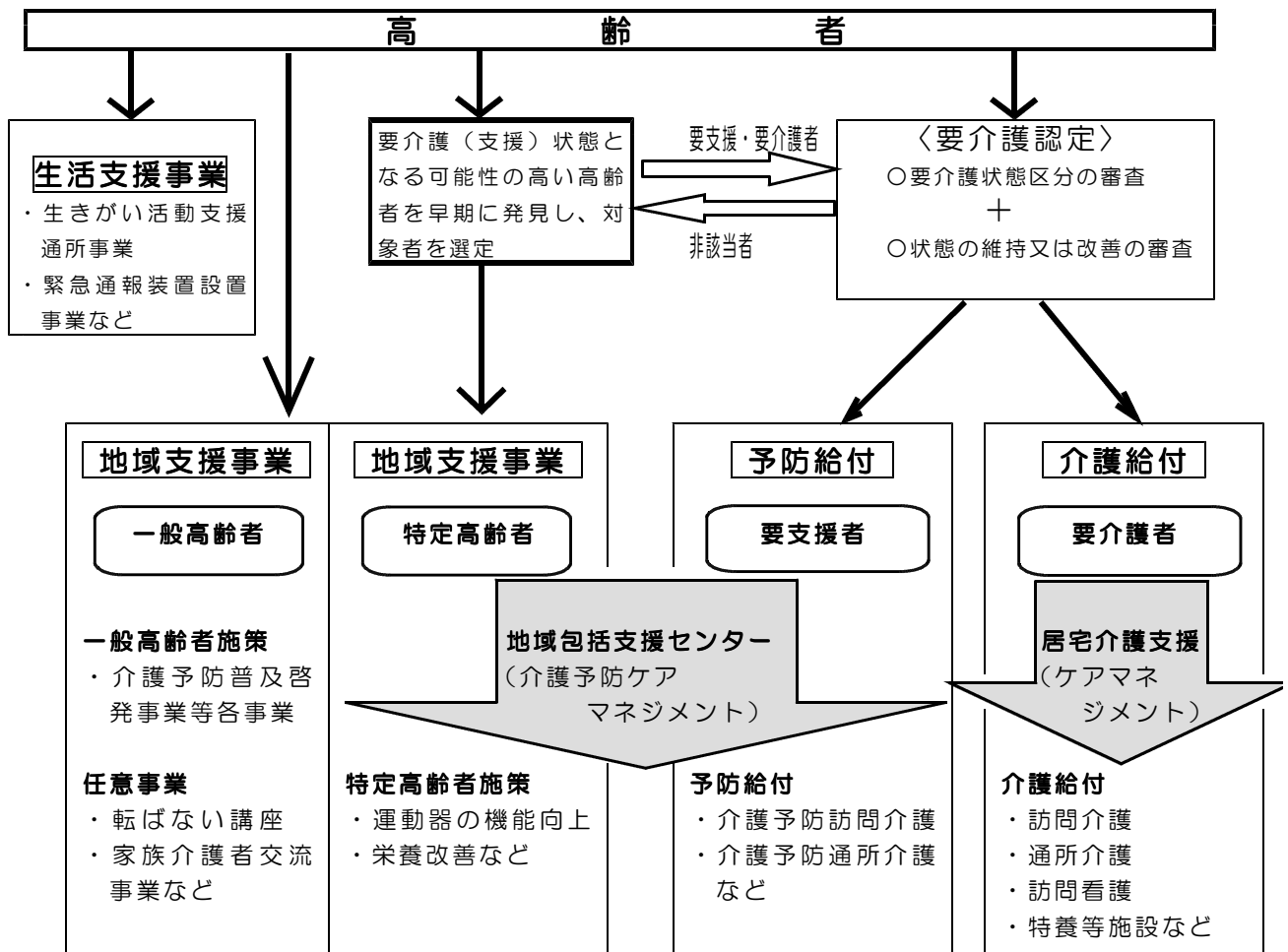
高齢者が自立して生活するためのニーズを把握しながら支援していきます。

介護予防事業において、地域包括支援センターは、特定高齢者に対し、介護予防ケアプランを作成し、介護予防事業や社会資源の活用等の利用につなげます。

一般高齢者においてもその実態を把握し、社会資源を活用して支援を行うなど総合的な関わりをもち事業の推進に努めます。

また、介護する家族も自らの生活が充実したものとなるよう、介護者の負担を軽減する対策の充実に努めます。

(概要)



(1) 地域支援事業（介護予防事業等）の実施

地域支援事業においては、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業があります。このうち介護予防事業においては、要支援・要介護になるおそれのある高齢者（第1号被保険者）を対象として、要支援・要介護状態になることを予防するため一般高齢者への普及啓発や特定高齢者への介護予防支援を行います。

また、アンケート調査の結果から、介護予防の関心がある方も多く利用したいメニューなどを踏まえて、その内容や質を充実し、実施します。

① 一般高齢者に対する介護予防施策

【現 状】

すべての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わるものを対象として市町村において実施します。

介護予防普及事業として生きがい活動などの視点から、定期的な開催を行っています。

【課 題】

介護予防事業では、地域の自主的な活動になるよう支援する取り組みにはなっておらず、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会を構築していく必要があります。

また、保健分野との連携により健康教育、健康相談等の取り組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、参加する取り組みを行う必要があります。

【今後の方針】

- 一般高齢者が広く参加できるよう、定期的に介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発していきます。
- 地域における自主的な活動支援のため、自治会や老人クラブなどへ介護予防に向けた取り組みを行います。
- 介護予防に関するボランティア等の人材育成のための取り組みを検討していきます。

【サービス量の見込み】

介護予防普及啓発事業（元氣いきいき教室）は、今後も徐々に利用者数が増加することが見込まれます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	0	10	12	18	18	18
延べ利用者数	0	156	169	540	540	540

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

② 特定高齢者に対する介護予防施策

【現 状】

要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に、要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者（特定高齢者）を把握し、介護予防事業を実施しています。

この事業の参加者数は、高齢者人口の概ね5%を目安としていますが、利用の意向がない場合などあまり利用につながらない状況となっています。

【課 題】

特定高齢者の把握を進めていくため、健康診査（生活機能評価）での把握にとどまらず、地域包括支援センターにおける総合相談・実態把握活動や、関係機関、近隣住民からの情報提供など、様々なルートで特定高齢者の把握に努める必要があります。

また、特定高齢者に対して実施している通所型介護予防事業では、事業内容の周知を図り、参加しやすいプログラム内容や通年で参加できる体制づくりに努めます。

【今後の方針】

- 様々な方法で、特定高齢者の把握に努めます。
- 特定高齢者の個々の心身状況に応じて、適切なプログラム内容（運動器の機能向上、栄養改善など）を提供していきます。
- 介護予防事業の参加を終了した特定高齢者に対し、その後の支援方法を明確にするとともに、事業内容の見直しに反映させていきます。

【サービス量の見込み】

平成20年度から実施しているため、利用者数は少ないですが、今後は特定高齢者に対し介護予防の効果について理解を深めてもらい、利用者数の増加に努めます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	0	0	27	36	48	48
延べ利用者数	0	0	60	250	330	380

※一般高齢者とは

65歳以上の高齢者

※特定高齢者とは

要支援・要介護者を除く高齢者で、健康診査などにより「運動機能」、「栄養状態」、「口腔機能」などにおいて要介護状態になる可能性の高い虚弱な状態にあると選定された65歳以上の方

③ 任意事業

【現 状】

要介護者を抱える家族の負担を軽減するための家族介護者交流事業や要介護者介護用品給付事業、「食」の自立の観点から計画的なアセスメントを行い、食を提供する事業を実施しています。

【課 題】

家族介護者への支援においては、広く容易に参加できるよう創意工夫する必要があります。

また、高齢者の権利擁護や虐待など多様化する介護ニーズに合わせた取り組みが求められ、特に認知症高齢者を介護する家族間で交流を図るなどの家族への支援に努めます。

さらには、今後も介護サービスの質の向上に資するための事業の推進が求められます。

【今後の方針】

○家族介護者交流事業

要介護者を抱える家族に対する負担軽減のため、介護知識・技術を習得する教室や同じ立場の家族間の交流会を実施します。

○要介護者介護用品給付事業

紙おむつなどの介護用品を支給する事業を実施していきます。

○配食サービス事業

地域包括支援センターと連携し、栄養改善が必要な高齢者は「食」の自立の観点から計画的なアセスメントを行い、食を提供する事業の実施体制を考慮しながら進めます。

○介護相談員派遣事業

介護サービス利用者の意見や要望などを事業ごとに反映し介護サービスの質の向上に資するために継続して定期的な派遣を行います。

また、事業の充実を図られるよう介護相談員の研修や人材育成などの取り組みに努めます。

【サービス量の見込み】

○家族介護者交流事業

利用者はここ数年横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	0	2	2	2	2	2
延利用者数	0	10	13	20	20	20

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

○要介護者介護用品給付事業

利用者はここ数年横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用者数	7	10	12	12	12	12

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

○配食サービス事業

利用者はここ数年減少してきているが、高齢者の増加とともに、対象者は、増加するものと見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数	12	9	7	10	10	10
配食数	1,191	633	527	1,000	1,000	1,000

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

○介護相談員派遣事業

施設・事業所からの派遣要請により、グループホームを含む5施設への訪問対応をしてきているが、平成20年度は介護療養型医療施設がなくなり、4施設の訪問となっている。

平成21年度以降は在宅サービス利用者や増床となるユニット型入所者への対応を想定して事業量を見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談員数	4	4	4	4	4	4
派遣回数	92	96	84	90	96	96

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

(2) 健康づくり事業の推進

町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」に基づき、各団体との連携のもと、「自分たちの健康は自分たちでつくる」という、町民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と健康づくりに取り組む地域への支援に努めています。

平成20年度に老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律となり、健診事業などは医療保険者が実施主体となりましたが、医療保険の種別にかかわらず、地域の高齢者に対する健康づくり事業・介護予防事業の継続が必要です。

また、地域の特性を生かした内容での健康まつり開催により、健康づくり意識の高揚を図り、食生活改善に関する講習会等を開催し生活習慣の改善に取り組むほか、日常の健康と体力づくりを推進します。

さらに、総合的な健康づくりの拠点として、厚岸町保健福祉総合センターあみか21の情報提供体制の充実に努めます。

① 健康教育

【現 状】

健康の保持推進にあたっては、健康に関する意識づくりと地域における取り組みが大切です。介護予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、必要な助言や支援を実施しています。

栄養指導においては、疾病についての知識を深め、食生活の見直しと向上を図るため、食を取り入れた健康づくり学習会、地区における健康教育を実施しています。

【課 題】

健康に関する情報が多い中、健康に関心を持つ方が増えていますが、正しい知識の普及と地域での取り組みによる意識の高揚が必要です。

また、「内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）」という概念が重要視されており、今後は生活習慣病の前段階での予防対策の強化も必要です。

【今後の方針】

健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、生活習慣改善のための適切な助言、支援を実施します。

また、国の生活習慣病対策の動向を把握し、実情に応じた健康教育の展開に努めます。

② 健康相談

【現 状】

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行い、個人や家庭における健康管理に役立てることを目的として実施しています。

健康に関する不安や情報について気軽に相談できる場として地域における健康相談と厚岸町保健福祉総合センターあみか21に健康相談窓口を常設し

ています。

【課題】

より多くの方に利用していただくために、各保健事業や地域支援事業などを活用し相談の機会の周知・啓発を行う必要があります。

また、多様化する相談に安心して対応できるよう、資質向上や体制づくりが必要です。

【今後の方針】

地域での健康相談の充実を図り、できるだけ広く相談窓口を活用してもらえるよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めます。

③ 高齢者食生活改善教室**【現状】**

各地域での栄養教室の開催や食生活改善に関する普及・啓発を行っています。

【課題】

単身世帯の増加や身体状況の低下により食材の買い物の機会の減少など食事形態の変化や栄養摂取状態に及ぼす影響が懸念され、また、食事リズムの乱れによる欠食や偏食などにより健康への不安を招く可能性もあることから、食生活に関する正しい知識の普及・実践が必要となっています。

【今後の方針】

関係する団体との連携を充実させ、実施方法を工夫することにより、効果的な事業実施を行うとともに、調理実習や高齢者の食生活において必要な注意事項等を指導し、介護予防事業との連携を密にします。

【サービス量の見込み】

健康教育・健康相談・高齢者食生活改善教室については、これまでの実施状況を踏まえて実施地域の拡大などを行えるよう見込んでいます。

健康教育等実績

年度 区分		実績			目標			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
健康教育	集団健康教育	開催回数(回/年)	10	17	23	23	23	23
		延参加人員(人)	180	346	410	410	410	410
健康相談	重点健康相談	開催回数(回)	10	9	26	26	26	26
		延参加人員(人)	195	226	450	450	450	450
	総合健康相談	開催回数(回)	10	17	20	20	20	20
		延参加人員(人)	180	346	98	98	98	98
栄養教室	食改善事業	開催回数(回/年)	8	8	8	8	9	10
		延参加人員(人)	150	127	130	160	180	200

注) 平成20年度については見込み数値

延参加人員については、月ごとの参加、指導人員の計

2 地域における包括的・継続的な支援体制の整備

誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活ができるよう、地域住民や住民団体、医療機関や介護サービス事業者などとの連携した地域社会の形成を進めます。

特に高齢者へのサービスの仕組みが複雑化するなかで安心してサービスを受けられるよう総合的に相談できる体制の充実と関係機関との連携に努めます。

町においては、地域の人と人をつなぐ連携の仕組みづくりや、関係機関との連携、情報の提供・共有化などの総合調整機能を強化していきます。

(1) 地域包括支援センター事業の推進

【現 状】

第3期介護保険事業計画に基づき設置された地域包括支援センターは、「公益的な機関」として包括的支援事業の展開を図り、総合的な介護予防の推進を行っています。

これまで社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の各専門職の配置により「総合相談支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「介護支援専門員支援」などの主体業務を行っており、さらに家族介護者への支援や介護予防事業への関わりなどを行っています。

また地域包括支援センターはその中立性・公平性を確保するため「地域包括支援センター運営協議会」において定期的な評価を実施しています。

【基本的視点と課題】

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行うとともに、地域における介護サービス提供の体制を支える中核的な存在であるため、広く一般の高齢者はもとより一般的な理解と協力が必要となります。

【今後の方針】

地域包括支援センターには、専門職種職員が配置されていますが、職員相互が常に情報を共有し、互いの業務連携・協働の事務体制により権利擁護、高齢者虐待など複雑化する諸対応を行えるよう知識と技術の向上を図り総合的な役割を担う必要があります。

さらに、地域の中に積極的に入って問題の発見に努め、地域の関係機関の職員やボランティア、民生委員など様々な人との密接な連携を保ち、地域包括支援センターの認識を広め機能が十分に発揮できるよう周知を図り、一般住民の理解を求めていくことが必要です。

【基本機能】

地域包括支援センターは、次に掲げる4つの機能を担います。

○ 総合相談支援業務

地域の高齢者にどのような支援が必要なのかを実態を把握し、保健・医療・福祉等の適切なサービス、関係機関や制度の利用につな

げるなどの支援を行います。

また、高齢者に対する虐待の防止及び早期発見のための事業や権利擁護のための必要な支援を行います。

(主な業務)

- ・ 地域における様々な関係機関などとのネットワーク構築
- ・ 高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態把握
- ・ サービスに関する情報提供等の相談対応や、継続的・専門的な相談支援

○ 権利擁護業務

高齢者等が地域生活における困難を抱えた場合、成年後見制度活用支援や養護老人ホームへの入所措置の相談、虐待の予防・早期発見など地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう支援を行います。

(主な業務)

- ・ 成年後見人制度の活用
- ・ 老人福祉施設等への措置
- ・ 虐待への対応
- ・ 困難事例への対応
- ・ 消費者被害の防止

※成年後見制度
認知症などにより判断能力が不十分な場合に本人に変わり後見人等が財産管理や契約行為を行える仕組み

○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医・介護支援専門員らとの多職種協働と、関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

(主な業務)

- ・ 包括的・継続的なケア体制の構築
- ・ 地域における介護支援専門員ネットワークの構築
- ・ 日常的個別指導・相談
- ・ 支援困難事例等への指導・助言

○ 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者の中で要支援・要介護になるおそれのある高齢者(特定高齢者：高齢者人口の5%程度を想定)や介護認定審査会において要支援認定を受けた高齢者等に対し、心身の状況又はその家族等の状況を把握し、その対象者に生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成、サービスの提供を行い、評価、必要に応じて計画の見直しを行います。

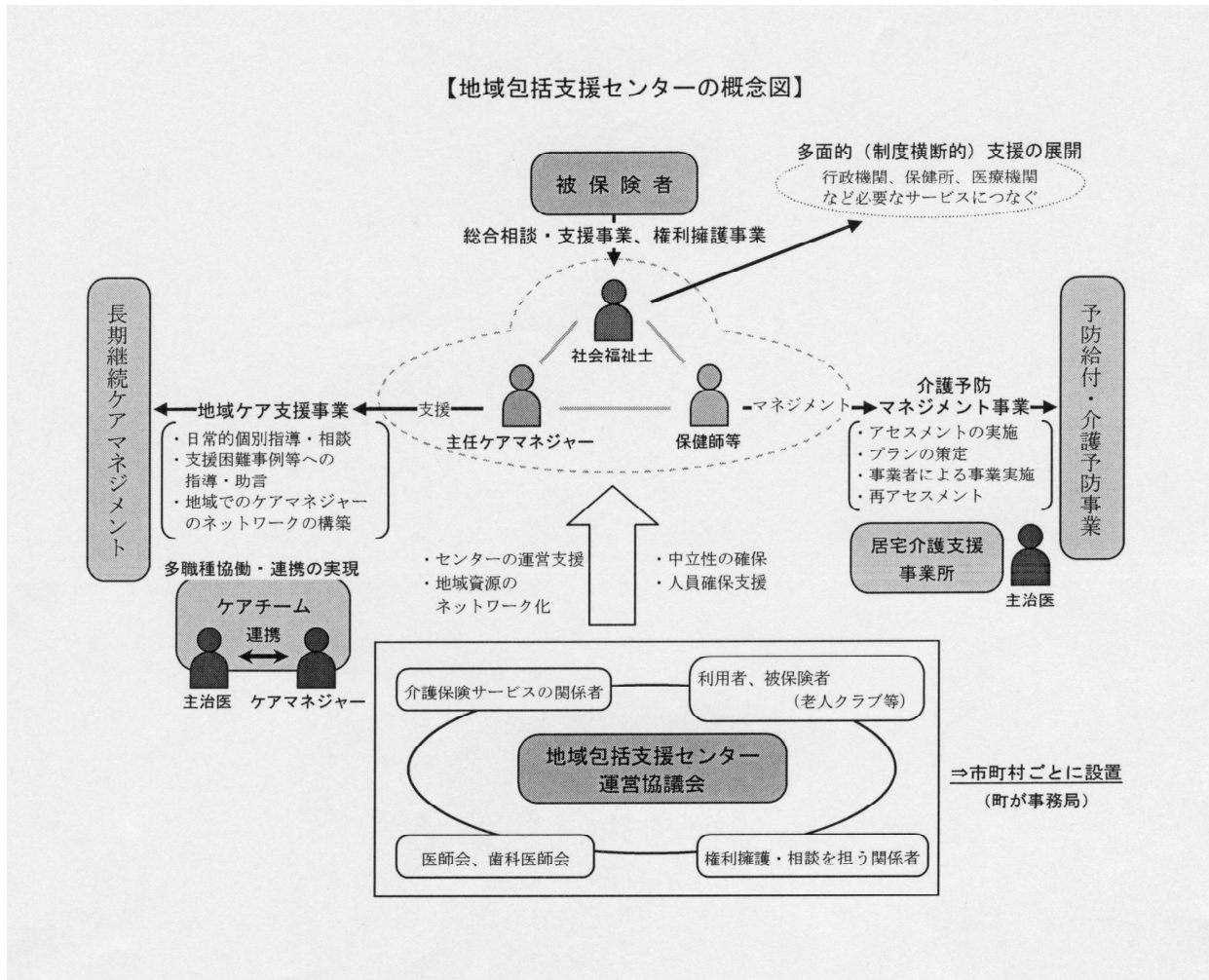
(主な業務)

- ・ 介護予防事業に関するケアマネジメント業務
- ・ 予防給付に関するケアマネジメント業務

【運営協議会の設置】

地域包括支援センターの運営にあたっては、地域の関係者全体で協議、評価する場として地域包括支援センター運営協議会を設置することとなります。

常に事業の運営については、地域包括支援センター運営協議会の関与が伴い、公平・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図っていきます。



(2) 在宅生活を支えるサービスの推進

介護保険以外のサービスとして、生活支援を目的とした各種事業を推進します。
 高齢者の選択を基本とし、心身の状況、生活環境等に応じた適切なサービスの提供を図ります。

① 生きがい活動支援通所事業

【現 状】

要支援・要介護認定は受けていないが、日常生活の訓練や趣味に関する活動を通じて、閉じこもり防止や生きがい活動の機会とするサービスを在宅老人デイサービスセンターにおいて提供しています。

平成19年度の実利用人員は7名で、延利用日数は269日となっています。

【課 題】

介護保険事業と一体的に実施しており、外出・交流の場となっています。
 地域包括支援センターとの連携により新たな利用の促進が必要です。

【今後の方針】

今後も介護保険以外の生活支援事業として位置づけ事業を推進します。
 また、利用者が介護保険サービスを要する場合など速やかな支援を行います。

【サービス量の見込み】

利用者は、介護保険への移行が進み、減少傾向が続いています。
 新規利用を考慮すると、平成20年度と同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	245	245	245	245	245	245
延利用者数	369	269	245	250	250	250

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
 延利用者数は、月ごとの利用者数の合計

② 生活管理指導短期宿泊事業

【現 状】

要支援・要介護認定は受けていないが、何らかの見守りが必要な高齢者を対象とし、空きベットの活用ができる範囲で介護老人福祉施設に短期間入所し、生活習慣の指導・支援を行っています。

【課 題】

空きベットを活用しているため緊急的な利用などが困難となっていることもあり利用に結びつかない状況となっています。

【今後の方針】

今後も介護保険以外の生活支援事業として位置づけ事業を推進しますが、より介護予防の効果が上がるよう、地域包括支援センターとの連携を図るとともに、短期間の宿泊により、生活習慣等の指導及び体調の調整を図ります。

【サービス量の見込み】

介護保険への適用に留意するとともに、高齢者の増加により、対象者は、増加するものと見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用日数	0	0	0	20	20	20

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

③ 生活管理指導員派遣事業

【現 状】

介護を必要とする状態には至らないまでも、加齢に伴う心身機能の低下により日常生活に何らかの支障が生じ、支援を必要とする単身高齢者などに対し、居宅に生活管理指導員を派遣することにより実施しています。

平成19年度の実利用人員は2人、延派遣回数は61回となっています。

【課 題】

利用者の加齢などにより介護保険の利用へ移行していることから利用者が減少しています。

地域包括支援センターにおける高齢者の実態把握などによる対象者の発掘などが必要です。

【今後の方針】

今後も介護保険以外の生活支援事業として位置づけ事業を推進します。また、利用者が介護保険サービスを要する場合など速やかな支援を行います。

【サービス量の見込み】

介護保険への適用に留意するとともに、対象者は、平成20年度と同様に推移するものと見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延派遣回数	137	61	39	30	30	30
派遣時間	220	113	86	70	70	70

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
延派遣回数は、月ごとの利用回数の合計

④ 外出支援サービス事業

【現 状】

身体的理由により、一般車両による移動に制限を受けている高齢者等に対して、通院等のための支援を行っています。

平成19年度は、専用の車両1台で、実利用人員は40人、延利用回数は1,339回となっています。

【課 題】

利用者の実態を的確に把握し、介護保険の乗降介助サービスや有償運送などとの均衡を図り、必要な対象者へのサービスを維持しなければなりません。

【今後の方針】

移送手段として必要な事業であり今後も継続するとともに安全な運行に努めます。

【サービス量の見込み】

利用者は、介護保険（乗降介助）への移行が見られ、減少傾向が続いています。

今後、さらに同様の傾向が続くと考えられ、減少すると見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用者数	1,292	1,339	1,198	1,100	1,000	900

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
延利用者数は、月ごとの利用者数の合計

⑤ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

【現 状】

ひとり暮らしの高齢者等で寝具の衛生管理が困難な方を対象に寝具の衛生管理を行うことにより、清潔で快適な生活を送ることができるよう支援を行っています。

平成19年度の実績はありませんでした。

【課 題】

事業を行う委託事業者が近隣になく利用者の実態にあわせ利用の促進を図る必要があります。

【今後の方針】

利用者の実態を的確に把握、検討していくとともに、快適な生活環境の提供に努めていきます。

【サービス量の見込み】

利用は、ここ数年ない状況ですが、利用者の発掘とあわせ少数の利用を見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	0	0	0	10	10	10
延利用者数	0	0	0	10	10	10

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

⑥ 緊急通報システム事業

【現 状】

ひとり暮らしの高齢者等の自宅へ緊急通報システム電話機を設置し、消防署、地域の協力員による連絡体制を確保することで、急病又は災害等による緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的としています。

平成19年度は、実利用人員100人となっています。

【課 題】

地域の協力員の確保をしていく必要があります。また、緊急通報装置（電話機）の老朽化により故障機器も増えているため、更新機器の時期の見極めが必要となっています。

今後も高齢者の利用が増えるものと考えられます。

【今後の方針】

単身世帯の増加に伴い必要性が増すため今後も継続して実施するものとし、地域の協力員を確保するため地域住民への理解に努めます。

緊急通報システム電話機の老朽化による故障などがみられるため、随時更新機器の確保に努めます。

【サービス量の見込み】

利用者はここ数年横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数	115	100	95	110	110	110

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

⑦ **ハートコール事業**

【現 状】

ひとり暮らしの高齢者等の安否確認と健康状態、生活状況を確認するため定期的に対象者へ電話をしています。

平成19年度は、実利用人員7人、延利用回数232回となっています。

【課 題】

関係機関との連携などにより必要な利用者の実態を的確に把握し、安否確認や定期的なコミュニケーションを必要とする利用者への利用につなげる必要があります。

【今後の方針】

利用者の実態を的確に把握、検討していくとともに関連事業との連携を図り、より効果的な取り組みとなるよう孤独感の解消などに努めます。

【サービス量の見込み】

利用者は減少傾向が続いています。

高齢者の増加を考慮すると、平成20年度と同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用者数	394	232	204	204	204	204

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

延利用者数は、月ごとの利用者数の合計

⑧ **除雪サービス事業**

【現 状】

身体機能等の低下により、冬期間における除雪を行うことが困難な高齢者に対し、高齢者事業団への委託事業として必要な通路等の除雪、砕氷の支援を行っています。

特にへき地における除雪では私道部分の除雪について役場建設課との連携

により、重機による町道の除雪と一体で実施しています。

平成19年度は、実利用人員96人、実施回数2回となっています。

【課題】

ひとり暮らしの高齢者等の増加により、今後も利用が増えるものと考えられます。

【今後の方針】

利用者の実態を的確に把握し、日常生活上で必要最小限の外出口の確保と災害等に備えた外出通路の確保を行います。

【サービス量の見込み】

天候に左右されやすく、必要に応じて柔軟な対応を行わなければなりません。

利用者はここ数年横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	3	2	4	3	3	3
延利用者数	342	192	386	300	300	300

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
延利用者数は、実施回数に対する利用者数の合計

◎ 日常生活用具給付事業

【現 状】

ひとり暮らし高齢者等へ電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付することで、日常生活の安心と安全確保を図っています。

平成19年度の給付は、1人でした。

【課 題】

平成18年度から消防法の改正により平成23年5月末までに火災警報機の一般住宅への設置が義務化されました。

火災警報機は、火災発生時の逃げ遅れによる被害を防ぐ有効な設備であるため早期の設置が求められます。

【今後の方針】

今後、必要性について情報提供を行い関係機関との連携により利用の拡大に努めていきます。

【サービス量の見込み】

今後、増加するものと見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用者数	0	1	4	10	10	10

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
延利用者数は、月ごとの利用者数の合計

⑩ 福祉用具貸与事業

【現 状】

介護保険事業による福祉用具貸与の利用ができない場合に高齢者等へ短期間、車いす、電動介護用ベットを貸与することにより居宅における日常生活の便宜を図っています。

平成19年度の貸与は、延利用回数42件となっています。

【課 題】

広く利用できる事業であるため事業の周知と活用が求められます。

【今後の方針】

今後も、事業の継続を行うとともに広く周知していくよう努めます。

【サービス量の見込み】

利用者はここ数年横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用者数	25	42	24	24	24	24

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
延利用者数は、月ごとの利用者数の合計

⑪ 福祉電話貸与事業

【現 状】

ひとり暮らし等の高齢者で低所得の世帯へ電話を貸与することにより、日常生活の便宜を図っています。

平成19年度においては、18台を保有し、8台を貸与しています。

【課 題】

携帯電話の普及などにより固定電話が不要となってきており、新たな利用につながっておりません。このため事業の促進について検討を要します。

【今後の方針】

既存利用者の継続の必要があるため今後も継続し、利用者の実態を的確に把握しつつ、現在の保有台数で対応していきます。

【サービス量の見込み】

利用者はここ数年横ばいで推移しており、今後も同様に推移すると見込んでいます。

年 度	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数	8	8	6	6	6	6

注) 平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

⑫ 福祉相談所運営事業

【現 状】

社会福祉センター内及び地区民生委員の自宅に福祉相談所を設置し、高齢者支援の体制を整えています。

【課 題】

身近な相談所として、地域包括支援センターの総合相談窓口の活用との連携が必要となってきます。

【今後の方針】

法律相談など当事業による必要性は高く、事業の継続を図り、一般相談など地域包括支援センターとの連携に努めます。

⑬ 要介護者入退院交通費助成事業

【現 状】

医療機関への入退院は介護サービスや外出支援事業の対象となっておらずまた、車いすなどに対応した特殊車両による移送が必要なため、いわゆる介護タクシーを使用する要介護4及び要介護5の方にその費用の一部を助成する事業として平成20年度に創設しました。

【課 題】

介護タクシーを行う事業者が少ないことや制度の普及が課題となっています。

【今後の方針】

利用の促進を図り、重度要介護者への支援を図ります。

(3) 認知症高齢者等への支援

認知症高齢者は、社会全体で支援する必要があります。本人のケアはもちろんのこと家族等への支援を図るとともに、高齢者を取り巻くすべての人が認知症への正しい理解を深め、高齢者の尊厳が保持される環境づくりを整備する必要があります。

また、アンケート調査の結果、町民は認知症に関する地域の理解や協力についてその理解度は決して高いとはいえないという現状でした。そのため地域において認知症への理解を進め、見守りの体制づくりが急務となります。

認知症は、だれにも起こりうる疾病の一つであり、今後も後期高齢者が増加する中、認知症高齢者も増加していくものと考えられています。

① 相談体制の整備

【現 状】

地域包括支援センターにおいて、認知症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行っており、家族への支援等についても併せて実施しています。

特に相談体制においては、総合相談窓口での対応と介護サービス事業所等からの情報提供による連携を図っているところです。

【課 題】

認知症の症状や特性、認知症の人への対応や支援のあり方等正しい知識を地域へ伝えていくとともに、地域全体で取り組んでいく必要があります。

また、認知症高齢者が徘徊した場合、早期に発見できるSOSネットワークシステムや権利擁護制度の普及も併せて行う必要があります。

【今後の方針】

今後においても、地域包括支援センターでの相談支援業務や支援の取り組みを推進するとともに、早期から実態の把握ができるよう各関係機関との連携をさらに密にします。

地域住民や家族介護者を対象とした認知症の正しい知識の普及、各団体を通じた広報・啓発活動等の取り組みに努めていくとともに、必要に応じて保健所、専門の医療機関など関係機関への協力要請や連携を強化し、必要なサービスを調整していきます。

② 地域で見守る体制づくり

【現 状】

これまで、地域包括支援センターにおいて個々の相談や支援を中心としてサービスにつながる対応を行っております。

【課 題】

認知症高齢者を介護する家族については、介護負担の軽減や家族間交流などの支援の必要性があり、さらに地域における見守り体制への取り組みを行うことで継続して地域での生活を維持することができます。

【今後の方針】

認知症高齢者を取り巻く環境として家族支援を進めるほか、地域への理解を進め見守ることのできる取り組みを推進します。

③ SOSネットワーク

【現 状】

認知症の高齢者の所在不明事例はこれまでに数件発生しており、早期に捜索協力体制がとれる仕組みとして活用されています。

SOSネットワークは関係機関相互の連携の強化、家族への普及啓発に努め、速やかに認知症高齢者の保護を図るため、釧路地区障害老人を支える会・警察署・保健所等が中心となり取り組みを実施しており、周知のチラシの配布等を行っています。

【課 題】

SOSネットワークの取り組みなど一般的な周知と関係機関との連携強化がさらに必要です。

【今後の方針】

地域の住民へ継続してSOSネットワークの取り組みを周知していくとともに、関係機関との連携を密にしていきます。

また、防災行政無線など即効性のある手段の活用など行政機関での協力体制も整えます。

(4) 高齢者の権利擁護及び虐待防止のための取り組み

後期高齢者の増加とともに、認知症により判断能力が十分でない高齢者が増加して、介護保険サービスをはじめとする各種サービスの利用契約、金銭管理や財産管理が困難な高齢者の増加が予想されます。

認知症等により生活に困難を抱えた場合、近隣の住民や民生委員、介護支援専門員の協力だけでは問題を解決できません。

このような場合、地域包括支援センターにおいて、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から相談・支援を行います。

① 権利擁護に関する取り組み

【現 状】

地域包括支援センターの社会福祉士が主体となり相談対応を行っており、「成年後見制度」では、市町村申し立ての仕組みとして「厚岸町成年後見制度支援事業」を整備したところです。

財産管理や契約行為など対象者においては必要な制度であり、申請など制度活用が複雑なことから専門的な相談支援が求められます。

【課 題】

相談や制度活用につながるための普及・周知活動を行う必要がありますが、制度を必要とする対象者の潜在的ニーズであるため発掘など地域の民生委員や介護サービス事業者との連携が求められます。

【今後の方針】

基本的には総合相談窓口により相談対応を行うものとし、地域包括支援センター機能により支援を行います。

制度活用が複雑であるため、より専門的な支援が行えるよう裁判所窓口などとの連携を密にするとともに、日頃から広くニーズの把握を行い、消費者被害や高齢者虐待など関連する情報の収集に努めます。

② 高齢者虐待に関する取り組み

【現 状】

家族間での高齢者虐待では介護負担や認知症など早期の支援により予防できることも多いため、日頃から情報収集を行い、これまで介護サービス事業者や警察などの連携により対応しているところです。

【課 題】

特に虐待は当事者が問題を認識しない場合もあり、対応するための手段と技術・資質の向上が必要です。

また、一般的には表面に見えない問題を抱えた分野であり地域における見守りによる早期発見が求められます。

【今後の方針】

相談支援の充実と介護サービス事業者や民生委員などの関係機関との連携を図り早期発見・対応に努めます。

また、虐待に関する知識の普及に努めます。

(5) 地域ケアに関する連携の推進と見守りサービス等の生活支援

高齢者の生活を住み慣れた地域でできる限り継続して支えていくためには、地域における関わりと支援が必要となります。

生活支援や介護サービスなどを活用しながら、地域において相互に見守れる体制づくりが必要です。

【現 状】

高齢者を地域全体で支える体制を構築するため、地域包括支援センターによる介護予防事業や、地域における健康相談などを実施しています。

【課 題】

地域における生活は、公的なサービスと地域の支え合いを活用しながら多様なつながりの中で実現されていくものです。

高齢者の抱える社会的ニーズは多種多様にわたっており、近隣住民や専門機関と連携したアプローチや地域における体制の調整を行うなど、地域への支援を行う必要があります。

【今後の方針】

地域ケア実現のためにも、地域包括支援センター・町保健師・社会福祉協議会や介護サービス事業者などが相互の連携を図り、自治会・老人クラブ・地域民生委員など地域との連携をより一層強化するとともに地域での各種サービスを住民活動と結びつけ、認知症における見守り体制や災害時要支援などにおいても活用できる地域のネットワークを構築できるように努めていきます。

3 介護サービスの基盤整備と質的向上

高齢者が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の計画的な整備に努めてきました。

しかし、要介護者の増加や単身世帯の増加など高齢者を取り巻く環境は悪化しており、介護サービス基盤のさらなる整備が必要になっています。

このため、在宅サービス及び施設サービスの充実を図らなければなりません。

また、質の高い介護サービスを確保しなければならないことから、人材の確保や資質の向上などに取り組む必要があります。

(1) 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実

【現 状】

介護サービス基盤の整備については、必要な見込量に基づき計画的な整備を進めていますが、介護療養型医療施設1カ所（19床）が減少し、入所施設については、平成20年12月末現在、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が1カ所（50床）となっています。

また、居宅系の事業所について、居宅介護支援事業所は、湖南地区に2カ所、湖北地区に2カ所、訪問介護事業所は、湖南地区に1カ所、湖北地区に1カ所、通所介護（リハビリ）事業所は、湖北地区に3カ所、認知症対応型共同生活介護の事業所が湖北地区に2事業所（3ユニット）となっています。

医療系事業では、訪問看護事業所が湖北地区に1カ所、訪問リハビリ事業所が1カ所となっています。

【課 題】

介護療養型医療施設の廃止にともない不足する入所施設の整備が求められるとともに、増加する要介護者に対応するよう在宅サービスの充実が必要となっています。

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう介護サービスを充実していかなければなりません。

【今後の方針】

平成24年3月までの医療制度改革に伴う介護療養型の転換が進められている中、要介護者の受け皿となる施設の整備と在宅サービスの充実が急務であり、特別養護老人ホームの増床整備を進め、介護老人福祉施設18床と短期入所介護施設10床を整備します。

(2) ユニット処遇推進による施設での生活環境の向上

【現 状】

平成19年度末に介護療養型医療施設（19床）の廃止により、町内における入所施設は、介護老人福祉施設（50床）のみとなっています。

【課 題】

施設においても個々の自宅と同じ生活の場であり、個人の尊厳を保持し、できるだけ自立した日常生活を送ることができるよう支援していかなければなりません。

そのため施設に勤務する従事者の技術や資質の向上も求められており、入所者の処遇を改善・向上していくことが必要です。

【今後の方針】

介護老人福祉施設の増床に伴い、より家庭的な環境において生活することができる小規模生活単位型（ユニットケア）を18床導入します。

このため施設全体の処遇改善に取り組むことで、入所者の生活の質の向上を図ります。

また、増床整備に向けた従事者の人材の確保を行い、処遇の向上につながるための人材育成に努めるとともに、介護相談員の派遣に伴い、施設対応の状況評価に努めます。

(3) 高齢者が住みやすい居住環境への取り組み

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、近隣との付き合いや地域への関心が低下している中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、より住みやすい居住環境へ配慮していくことが必要です。

① 高齢者の生活に配慮した住宅等の普及促進

【現 状】

介護保険サービスにおける住宅改修において、より身体状況に合わせた住環境の整備が図られるよう情報提供などの支援を行ってきました。

また、総合相談窓口による福祉用具の相談支援、用具の紹介などの取り組みを行っています。

【課 題】

高齢者の住まいに関する情報の普及啓発や相談体制の充実、持ち家率が高いことから、特に住宅改修や福祉用具の相談に対する的確な助言ができるよう、介護支援専門員や理学療法士などの専門職や施工業者などとの連携を図るなどの仕組みを構築していくことが求められています。

また、自宅での浴室やトイレでの事故も少なくないことから事故防止の観点から必要な支援が求められます。

【今後の方針】

高齢者の暮らしやすい生活環境の実現のため、住宅改修や新築住宅における生活環境の整備において介護支援専門員や理学療法士などの専門職や施工業者との連携を図り、住まいに関する情報の普及啓発や相談体制の整備に努めます。

② 緊急・災害時における安全確保への取り組み

【現 状】

高齢者世帯の増加に伴い、地震などの災害時における高齢者等の安全を確保するためには、日頃からの近隣住民の目配りなどが必要となります。

防災に関する普及啓発と緊急時に何らかの支援が必要な方には、緊急通報システムの設置を行っています。

【課 題】

高齢者等の要援護者に対しては、迅速かつ適切な対応が必要であり、防災意識の高揚や地域住民の見守り、自主的な防災訓練を支援していくなど災害時等における安全確保体制の整備が必要です。

また、地域における自主的防災につながる支援が求められます。

【今後の方針】

地域における防災意識の普及啓発や自主防災組織への支援など「厚岸町災害時要援護者支援プラン」に基づく支援体制を早期に構築するため、自治会組織など地域との連携により緊急・災害時の支援体制の整備に努めていきます。

(4) 人材養成研修の推進、従事者の資質向上

【現 状】

保健福祉サービスに携わる人材の養成や研修については、介護保険事業従事者に対する研修機会の情報提供を行うなど、就業後の技術や知識などの向上の支援に努めてきました。

【課 題】

保健福祉サービスについては、対象者の増加に伴いサービスに携わる人材の確保と資質の向上が必要です。

また、認知症や医療ニーズなど常に資質の向上を求められる状況にあることから研修の機会の確保と職種間における連携などが必要です。

【今後の方針】

- 介護支援専門員は、介護保険制度の要となる人材であることから、現任研修等必要な資質向上のための研修参加の促進に努め、地域包括支援センターによる相談支援を行います。
- 介護サービス事業者においては、適正なサービス提供と質の確保が必要であり、そのための情報提供などの支援を行います。
- 地域包括支援センター職員においては、各主体分野における役割を十分に活用できるよう資質の向上に努めます。

(5) 介護保険サービスの質の向上と確保

介護保険サービスを適正かつ円滑に実施するにあたって、次の事業などを展開・検討していきます。

① 地域密着型サービス事業所の指定・指導

【現 状】

地域密着型サービスのうち、「認知症対応型共同生活介護」については、第2期計画期間において町内に2事業所（定員27名）が整備されました。

第3期においては、グループホームの建物を共用とした「認知症対応型通所介護」が平成19年11月、平成20年11月と2事業所で順次実施されています。

【課 題】

高齢化が進行していく中で、認知症高齢者対策は社会全体として考えていかなければならない重要な課題となっており、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるようにするためのサービスの確保が必要となっています。

また、その他の地域密着型サービスの事業実施については第4期計画期間で予定されていませんので、町外のサービス利用が必要な場合について、対応を図る必要があります。

【今後の方針】

地域密着型サービスの運営については「厚岸町地域密着型サービス運営委員会」からの意見を聴き、既存事業所への適切な運営にあたっての指導・監督に努めるとともに、町外のサービス利用が必要となった場合への対応について協議を図ります。

② 給付の適正化

【現 状】

介護保険の保険給付は、保険料という貴重な財源によりまかなわれています。そのため、保険給付が適正に行われなければ、保険料を納付する被保険者にも理解を得ることが難しくなっています。従って、給付請求やその内容の確認は、保険者として重要な業務です。

また、高齢者の増加により、給付費が増大し続け、介護保険の財政を圧迫し続けることから、制度の持続性を考慮し、今後、給付の適正化を図り、維持していくことが必要です。

現在、国民健康保険連合会の給付適正化システムから提供されるチェックリストを中心に給付内容の調査を行い、必要な手順をとるようにするとともに、サービス提供の基本となる介護認定調査の適正化対応をすすめています。

【課 題】

国、北海道からの給付適正化について示された手法について、平成23年度を目途に対応を図ることが課題となっています。

【今後の方針】

認定調査段階、認定後のケアプランのチェックや給付実績の点検等の方法について検討していきます。

③ 介護相談員派遣事業

【現 状】

平成12年度から介護保険制度が導入され、介護を必要とする沢山の人が介護保険を利用していますが、介護保険施設の対応や介護サービスの質について、要望や希望、疑問や不満を抱きながら、サービスを利用されている人も少なからずいる状況となっています。

このような状況を踏まえ、町では平成14年11月から介護相談員派遣事業を実施し、介護相談員が実際に介護サービスを行う施設・事業所などを訪問し、利用者や利用者の家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聞き、事業所の職員などと協力し、事後的な処理ではなく、苦情に至る事態を未然に防止し、問題解決やサービスの質的向上を目指しています。

【課 題】

介護相談員として訪問する際に、最も重要なことは介護相談員自身の資質と利用者及び事業者との信頼関係となることから、介護相談員としての技能や資質の向上や、問題解決に向けた行政との連携強化、本事業の周知徹底により、利用者や利用者の家族及び事業者との信頼関係の強化や事業の普及を図る必要があります。

また、施設入居者だけでなく、在宅サービス利用者や家族など介護をする側の相談対応を視野にして、地域支援事業として事業展開を図る必要があります。

【今後の方針】

介護相談員自身の資質と利用者等及び事業者との信頼関係を築いていくため、介護相談・地域づくり連絡会などが実施する研修への参加や、町独自の研修の実施による介護相談員の資質の向上や、行政との連携による問題解決に向けた体制強化により、介護サービスに対する安心感や信頼感の向上に努めるとともに、地域支援事業の一環として位置づけ、制度の普及・啓発や居宅サービスへの展開を踏まえて事業を推進します。

④ 低所得者対策

【現 状】

第1号被保険者の保険料については、所得段階別の保険料の設定により一定の配慮がされていますが、さらにきめ細かに対応するため、独自に低所得

者に対する減免を行っています。

また、介護サービスの利用に伴う利用料については、国の制度の活用や町独自の施策により低所得者の利用者負担額の軽減対策を行っています。

【課 題】

介護サービスの利用に伴う低所得者の負担軽減対策については、今後の国の動向や、社会情勢などの変化により、制度の存続を含め従来どおり継続していくか検討を行う必要があります。

【今後の方針】

第1号被保険者の保険料については、所得段階別の保険料の設定により一定の配慮がされていますが、第4期計画期間においては、基準となる「第4段階」にある保険料の本人が非課税で一定の収入以下の場合における弾力的運用の実施や、独自に実施している低所得者に対する減免を今後もできる限り継続していきます。

また、介護サービスの利用に伴う低所得者の負担軽減対策については、今後の国の動向や、社会情勢などの変化を踏まえ、制度の存続を含め、その実施について検討を行います。

(6) 療養病床の円滑な転換を図るための支援方策

平成23年度を目途に進められている療養病床の再編への対応について、当町において介護老人福祉施設の増床にあわせた転換を図ります。

【現 状】

介護療養型医療施設として施設サービスを行ってきた町立厚岸病院では、平成19年度末で医師数の不足による指定更新ができないことから、介護療養型病床19床全てを医療療養型に移行したところですが、さらに平成23年度までに療養病床再編に向けた対応が求められているところです。

【課 題】

療養病床については圏域調整をふまえることとなりますが、介護療養型病床に相当する床数を施設床数で確保するべく、介護老人福祉施設の増床を図る中で、一部療養病床からの転換を含めて対応を図る必要があります。

【今後の方針】

町内の介護老人福祉施設の増床にあたって、9床を療養病床からの転換により、施設介護の圏域調整から確保する9床と合わせて18床とすることで、介護療養型病床の減を補い、一方で療養病床の再編への対応を図ることとします。

4 高齢者の積極的な社会参加の推進

活力ある地域社会のために、高齢者は、今や地域の主体であり、地域活動の担い手であり、高齢者の社会参加や生きがいづくりが重要となっています。

中でも就労は、高齢者が長年培ってきた知識と能力を活かし、福祉の受け手だけではなく、社会の一員としていきいき働く場であり、また、さまざまな社会活動に参加できるように、社会とのつながり、生きがい活動といった側面を強く持っています。高齢者が持つ知識や技術を社会に還元することができる環境作りに努めます。

(1) 生きがいづくりの推進

① 老人クラブ活動等への支援

【現 状】

生きがいづくりの中心的な活動である老人クラブは、高齢者の社会参加のきっかけとなるものであり、その活動を通じて会員相互、また地域のつながりが強化されるのに役立つものです。

各地域において自らの生きがいの意識を高め健康づくりを進めるなど自主性、地域性、共同性を基本とし、地域社会の一員として明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めており、単位老人クラブ活動及び老人クラブ連合会へ補助金を交付しています。

平成20年4月1日現在で19クラブ、会員数981人です。ここ数年の傾向として、加入率の減少に伴い、単位老人クラブの再編が進み、単位老人クラブが減少しています。

【課 題】

各地域において活発に活動していますが、低下傾向にある老人クラブの加入率の向上を図るためには、地域活動を推進し、地域に密着した活動しやすい環境作りなどが求められます。

また、魅力ある老人クラブ活動とするためにも従来の活動に加えて、地域性や柔軟性を備えた展開ができるように支援することも必要です。

【今後の方針】

老人クラブが地域に根ざした組織であることを踏まえ、老人クラブ活動が活性化するため、町及び社会福祉協議会が連携を図りながら支援を継続し、より一層社会活動を行えるよう支援していくとともに、柔軟な取り組みができる体制づくりを支援していきます。

② 高齢者事業団への支援

【現 状】

高齢者事業団は、高齢者の能力と経験を生かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的としています。

また、高齢者事業団への補助金は平成20年度までで北海道による補助金が廃止されシルバー人材センターなどに移行されるものとなりますが、厚岸町においては加入者の規模からシルバー人材センターへの移行が困難であり、町の単独補助を継続するものです。

昭和63年に設立し、平成20年3月末の会員数は36人で、最近数年、会員数は減少傾向にあり、会員の就業日数についても景気の低迷の影響から請負事業は減少傾向にあります。

【課 題】

団塊の世代の退職期を視野に入れた会員の新規開拓など、自主的な運営強化が求められます。

【今後の方針】

今後も会員の新規開拓に向けた取り組みを支援し、高齢者事業団の継続を支援します。

特に高齢者の就労の場として豊富な能力を生かし、地域特性を生かした就労ニーズへの対応ができるよう経営基盤の強化を支援していきます。

③ 高齢者バス券助成事業

【現 状】

高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、健康と福祉の増進を図るため、毎年4月1日現在、満70歳以上で、町内の路線バスを有するくしろバスを利用できる方を対象としてバスの利用に要する乗車料金を助成しています。

平成19年度の交付実績は、1,407人となっています。

【課 題】

今後も高齢者が増加することにより、その財政的負担が課題となっています。また、路線バスの運行されない地域ではバス券の活用ができない状況となっています。

【今後の方針】

今後も事業の推進を行うとともに事業の本来の目的に沿った利用を促進するとともに、バス券の活用ができない地域における脚の確保とあり方について検討を行います。

④ 長寿祝金

【現 状】

高齢の町民に対し、長寿祝金を贈呈することにより、その長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図ることを目的として、毎年8月31日現在で、本町に引き続き1年以上在住し住民基本台帳に記載されている方等で、満80歳、満88歳、満99歳、満100歳以上の方へ平成16年度から長寿祝金を贈呈しています。

平成20年度の実績は、満80歳（傘寿）が112人、満88歳（米寿）が45人、満99歳（白寿）が1人、満100歳以上（仙寿）が4名となっています。

【課 題】

今後も対象となる高齢者が増加することにより、その財政的負担が課題となっています。

【今後の方針】

引き続き長寿祝金の贈呈を行い、その長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図ります。

◇第3章

各論 第2

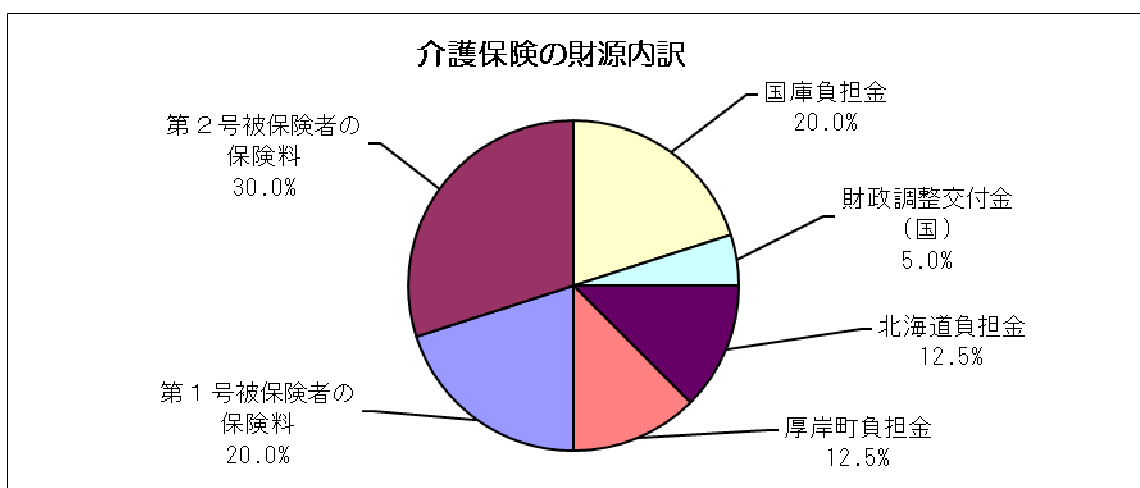
介護保険の事業費の 見込み

第2 介護保険の事業費の見込み

1 介護保険の財源

(1) 介護保険の財源内訳

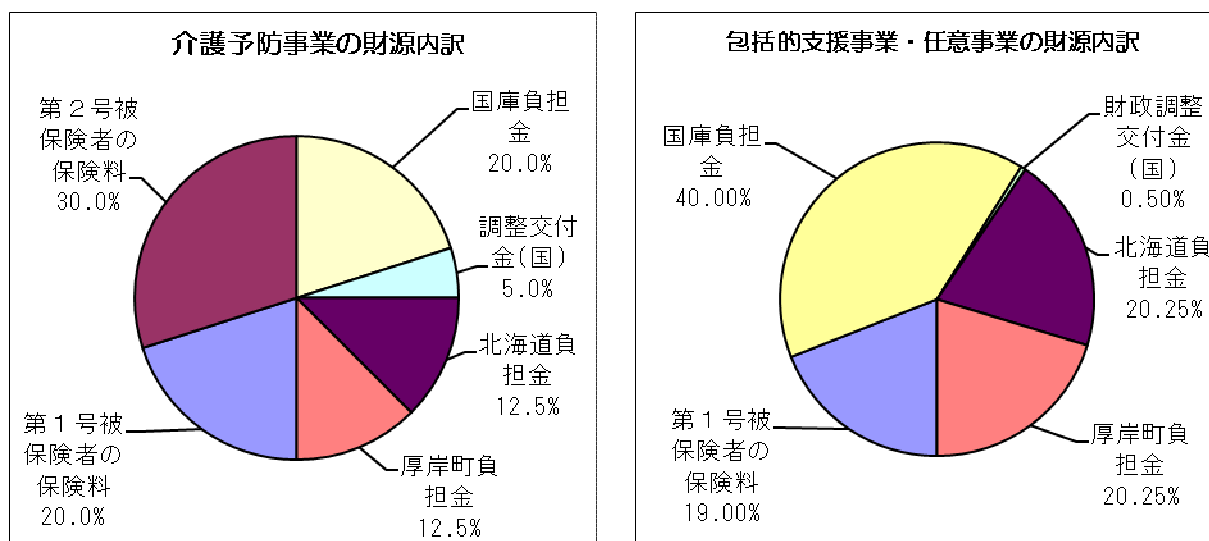
介護保険は、社会全体で支える制度として概ね半分を公費、半分を高齢者等の保険料で運営されており、その内訳は次のとおりです。



※なお、施設系サービス費については国庫15%、北海道17.5%の負担となっています。

(2) 地域支援事業の財源

地域支援事業については、「介護予防事業」、「包括的支援事業」と「任意事業」に分けられ、政令において一定の限度額が定められており、その財源構成については、介護予防事業については、現行の介護給付費と同様となっていますが、包括的支援事業・任意事業については第1号被保険者保険料と公費のみで構成されます。



注：政令において定められている限度額を超える部分については、それぞれ市町村の負担となります。

◆ 要介護・要支援状態（おおむねの状態像）

自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作（日常生活動作→*1）を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作（→*2）を行う能力のある状態
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介護や現在の状態の悪化防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

*1 日常生活動作：食事、椅子とベッド間の移動、整容、トイレ動作、入浴、移乗、階段昇降、更衣、排便自制、排尿自制

*2 手段的日常生活動作：電話の使い方、買い物、食事の支度、家事、洗濯、移動の仕方、外出、服薬の管理、金銭の管理

◆ 居宅・介護予防サービス等区分の支給限度額

認定区分	支給限度額(単位) (1ヶ月の基準)	居宅・介護予防サービス等区分に含むサービス種類
要支援1	4,970単位	①（介護予防）訪問介護 ②（介護予防）訪問入浴介護 ③（介護予防）訪問看護 ④（介護予防）訪問リハビリテーション ⑤（介護予防）通所介護 ⑥（介護予防）通所リハビリテーション ⑦（介護予防）短期入所生活介護 ⑧（介護予防）短期入所療養介護 ⑨（介護予防）福祉用具貸与 ⑩（介護予防）認知症対応型通所介護 ⑪（介護予防）認知症対応型共同生活介護 （⑪は短期利用に限ります）
要支援2	10,400単位	
要介護1	16,580単位	
要介護2	19,480単位	
要介護3	26,750単位	
要介護4	30,600単位	
要介護5	35,830単位	
支給限度額が適用されないサービス		①（介護予防）居宅療養管理指導 ②（介護予防）特定施設入居者生活介護 ③（介護予防）認知症対応型共同生活介護 （③は短期利用を除きます）

2 介護保険サービス量の見込み

(1) 居宅サービス量の見込み

① 訪問介護・介護予防訪問介護

【内 容】

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、その日常生活上の援助を行うサービスです。

介護予防訪問介護は、ホームヘルパーが要支援者の居宅において、介護予防を目的として日常生活上の援助を行うサービスです。

【現 状】

訪問介護の利用者数、利用回数は増加傾向にあり、平成20年9月現在の訪問介護利用者は155人と居宅サービス利用者346人の約44.8%が利用しており、通所介護に次いで高い割合となっています。

利用者の介護度の構成は、要介護2の認定者が最も多く、比較的軽度の認定者の割合が高くなっています。

【課 題】

比較的軽度の利用者が多いため、今後においては介護予防としての役割も大きいと考えられますが、利用の度合いによっては自立支援を妨げ心身の機能低下による介護度の悪化も懸念されることから、買い物、洗濯、電話、薬や金銭の管理などの手段的な日常生活動作の維持改善を考慮し、身体介護と生活介護のバランスを考慮した利用をすることが必要といえます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上、人材の育成を図ります。
- 身体状況の維持・改善や、廃用症候群などの防止のため、利用者の理解のもと、利用者本人ができることは可能な限り本人が行う形でのサービスの提供を図ります。

【サービス量の見込み】

今後は、要介護認定者等の増加する見込みに伴い、サービス量は増加傾向で推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	161	204	208	220	232	242
	介 護 サ ー ビ ス	1,394	1,525	1,563	1,656	1,649	1,752
	計	1,555	1,729	1,771	1,876	1,881	1,994
利用回数(回/年)	介護予防サービス	797	1,095	1,116	1,181	1,245	1,298
	介 護 サ ー ビ ス	14,269	16,706	17,484	18,692	18,232	19,489
	計	15,066	17,801	18,600	19,873	19,477	20,787

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【内 容】

訪問入浴介護は、介護士と看護師が要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護は、要支援者が居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴介護を行うサービスです。

【現 状】

訪問入浴の利用者数、利用回数はほぼ横ばい傾向にあり、平成20年9月現在の訪問入浴利用者は3人と居宅サービス利用者346人の約1%が利用しています。

また、利用者の介護度の構成は、要介護4と要介護5の要介護認定者であり、少数ではありますが、通所サービスを利用できない重度の要介護認定者が在宅で生活する上で必要なサービスとなっています。

【課 題】

今後、重度の要介護認定者が増加する見込みとなっていることに伴い、サービス量もやや増加すると考えられるため、サービスを必要とする利用者の今後の動向に注意し、速やかに対応していくことが必要となります。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを通じて、サービスを必要とする利用者の把握など情報の収集を行い適切なサービスの提供に努めます。
- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。

【サービス量の見込み】

当該サービスはデイサービスとの関連もあることから、重度の要介護認定者の増加する傾向を考慮しつつ、増加傾向にあるもののほぼ現状で推移すると見込んでいます。

年度	サービスの種類	現 状			見込み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介 護 サ ー ビ ス	59	70	89	97	82	89
	計	59	70	89	97	82	89
利用回数(回/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介 護 サ ー ビ ス	230	247	280	305	258	281
	計	230	247	280	305	258	281

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

【内 容】

訪問看護は、医師の判断に基づき、看護師などが要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、看護師などが要支援者の居宅において、介護予防を目的として療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

【現 状】

訪問看護の利用者数、利用回数は増加傾向にあり、平成20年9月現在の訪問介護利用者は19人と居宅サービス利用者346人の約5.5%が利用しています。

また、利用者の介護度の構成は、要介護2から5の要介護認定者が多く、中重度の認定者の割合が高くなっています。

【課 題】

利用者は中重度の要介護認定者が中心であり、在宅療養を要する要介護者が増加する傾向にあるなかで、福祉と医療・事業者間などにおける連携強化や、適切なサービス提供を図ることが望まれます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。
- サービス担当者会議など通じて、福祉と医療の連携強化を図ります。

【サービス量の見込み】

今後は、要介護認定者等の増加する見込みに伴い、サービス量は増加傾向で推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	13	27	37	39	41	42
	介護サービス	157	194	232	248	239	255
	計	170	221	269	287	280	297
利用回数(回/年)	介護予防サービス	50	99	110	116	123	128
	介護サービス	631	794	838	900	858	919
	計	681	893	948	1,016	981	1,047

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【内 容】

訪問リハビリテーションは、居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が訪問により短期集中的なりハビリテーションを行うサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者が居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問による短期集中的なりハビリテーションを行うサービスです。

【現 状】

第3期計画の最終年に町立厚岸病院にサービス事業所が開設され、医療と在宅介護の連携対応が始まり、平成20年12月から利用がされたばかりです。

【課 題】

医療入院患者が退院後の在宅生活における機能低下が進まないように継続してリハビリが必要な場合を中心に、在宅介護と医療が円滑に連携できる環境を整えながら、新規事業参入の意向もふまえてサービスを必要とする利用者の的確な把握と、通院（通所）か訪問かの選択を適正にできるよう対応していくことが必要と考えられます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスの必要な利用者の把握に努めます。
- 訪問リハビリテーションにおいては、医療通院や通所リハビリテーションによる対応が可能な部分があることから、サービス担当者会議など通じて、訪問サービスの必要性を確認しながら、福祉と医療の連携強化を図ります。

【サービス量の見込み】

サービス提供体制の充実化をふまえて、今後利用が確実に増加すると見込んでいます。（介護保険施設でのリハビリテーションは施設サービスに含まれますので、ここでは見込んでおりません。）

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	0	0	0	15	16	17
	介 護 サ ー ビ ス	0	0	12	109	107	113
	計	0	0	12	124	123	130
利用回数(回/年)	介護予防サービス	0	0	0	60	64	67
	介 護 サ ー ビ ス	0	0	30	875	858	916
	計	0	0	30	935	922	983

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【内 容】

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが要支援者の居宅において、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行うサービスです。

【現 状】

居宅療養管理指導のサービス事業所は保険医療機関や保険薬局であれば指定されたものとみなされ、人員・設備基準を満たせば実施できるもので、保険薬局を中心とした療養管理指導が多く、院外薬局や町外の介護付き有料老人ホームなどへの入居者が利用する傾向にあります。月により変動がありますが、平成19年度の利用者の平均は11人となっています。

【課 題】

計画期間に専門の新規事業所の開設は予定されていませんが、薬局や医療機関における対応が今後も継続・増加する傾向にあることから、福祉と医療の連携のもと、サービスを必要とする利用者の的確な把握に努めることが必要と考えられます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスの必要な利用者の把握に努めます。
- 居宅療養管理指導においては、往診や通院により、対応が可能な部分があることから、サービス担当者会議など通じて、福祉と医療の連携強化を図ります。

【サービス量の見込み】

今後においても、保険薬局での利用が主体となると考えられるため、サービス量は増加傾向にあると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	88	134	140	144	148	153
	計	88	134	140	144	148	153

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

【内 容】

通所介護は、要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンターなどに通って、入浴・排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

介護予防通所介護は、要支援者が老人福祉施設やデイサービスセンターなどに通って、介護予防を目的として受けるサービスです。

【現 状】

通所介護の利用者数、利用回数は増加しており、平成20年9月現在の訪問介護利用者は207人と、居宅サービス利用者346人の約59.8%と居宅サービス中で最も利用の多いサービスとなっています。

また、利用者の介護度の構成は、幅広い層の利用がされていますが、軽度若しくは比較的軽度と考えられる要支援から要介護2の要介護認定者の利用割合が高くなっています。

通所介護は一定の時間、高齢者を預かり、介護する家族の負担の軽減を図る機能や閉じこもりからの連れ出しによる日常生活動作（ADL）の向上にも役立つ機能も有しています。

【課 題】

比較的軽度の利用者が多いため、今後においても介護予防としての役割は大きいと考えられることから、「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔ケア」や日常生活における心身の活性化のために行われるレクリエーション、創作活動、機能訓練など、介護予防ケアプランに対応可能な体制づくりや、利用者の選択に基づくサービスの提供が求められます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。
- 介護予防ケアプランによる利用者の選択に柔軟に対応できる体制づくりを図ります。
- 現行のサービス提供体制の確保と利用者の状態把握など、より安心して利用しやすいサービスの提供を図ります。

【サービス量の見込み】

今後は、要介護認定者等の増加する見込みに伴い、サービス量は増加傾向で推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	140	194	208	219	231	241
	介 護 サ ー ビ ス	2,280	2,380	2,340	2,477	2,489	2,641
	計	2,420	2,574	2,548	2,696	2,720	2,882
利用回数(回/年)	介護予防サービス	862	1,269	1,348	1,429	1,499	1,571
	介 護 サ ー ビ ス	14,042	15,564	15,163	16,163	16,148	17,220
	計	14,904	16,833	16,511	17,592	17,647	18,791

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【内 容】

通所リハビリテーションは、要介護者が介護老人保健施設や医療機関などに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関などに通って、生活行為向上のための支援やリハビリテーションを受けるほか、その人の目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を受けることができます。

【現 状】

前期計画期間内に開設したサービス事業所における利用が増加傾向にあり、平成20年9月の状況で70人の利用があり、居宅サービス利用者346人の約20%が利用しています。利用者の構成は要介護1から3の軽中度の認定者が多く、重度化への予防に効果が期待されています。

【課 題】

町内に事業所は、通所リハビリテーション専門のデイケアセンターとして開設され、理学療法士と作業療法士の配置やパワーリハビリテーションによる運動器の機能向上への対応も充実されていることから、訪問リハビリテーションへの事業拡大の意向も含め、介護状態の重度化防止の要となることがさらに期待される一方で、その他の居宅介護サービス事業所と医療機関などとの連携をより一層充実させて対応していくことが必要と考えられます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスの必要な利用者の把握に努めます。
- 介護予防に効果的な機能を有している一方で月額サービスという利用設定となることから、要支援者の利用にあたってはサービス担当者会議などを通じて、福祉と医療の連携強化に努めます。

【サービス量の見込み】

今後は、事業所の事業展開に伴い、要支援・要介護者とも利用が増えるものと考えられるため、サービス量は増加傾向で推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	34	66	85	90	95	99
	介護サービス	460	597	625	663	667	707
	計	494	663	710	753	762	806
利用回数(回/年)	介護予防サービス	165	370	473	501	530	554
	介護サービス	2,238	3,348	3,475	3,693	3,719	3,959
	計	2,403	3,718	3,948	4,194	4,249	4,513

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【内 容】

短期入所生活介護は、要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的として日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

【現 状】

短期入所生活介護の利用者数、利用回数は計画的かつ効率的な利用や介護老人福祉施設の空床有効利用や町外施設の利用によって対応しており、平成20年9月現在の短期入所生活介護利用者は53人と居宅サービス利用者346人の約15.3%が利用しています。利用者の介護度の構成は、幅広い層において利用がされており、要介護2から4の要介護認定者の利用割合が高くなっています。

利用希望は多く、ケアプランを作成する上でも利便性の高い町内施設におけるサービス提供基盤の整備（増床）が求められています。

【課 題】

短期入所生活介護は、一定の期間介護を必要とする高齢者を預かり、介護する家族の負担の軽減を図る機能も有しており需要も増加している状況にあります。

しかし、常に空室が確保されない状況で「希望した日時に利用できない」という不満がなかなか解決できない状況に対応するため、計画期間内で介護老人福祉施設における増床を行い、長期入所者空床の利用とあわせてより効率的に対応を行う必要があります。

【今後の方針】

- 計画期間内に介護老人福祉施設における増床を行います。
- 高い利用意向を踏まえ、限られた施設において可能な限りの供給体制を確保するため、他の事業所と情報交換を密にし、計画的かつ効率的なサービスの提供に努めます。
- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。

【サービス量の見込み】

今後は、町外施設の利用者が増床に伴い町内施設での利用に転向することになると考えられ、サービス量はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	1	3	12	13	13	14
	介 護 サ ー ビ ス	398	495	542	582	548	587
	計	399	498	554	595	561	601
利用回数(日/年)	介護予防サービス	4	8	24	26	27	28
	介 護 サ ー ビ ス	4,440	4,760	5,062	5,470	5,058	5,442
	計	4,444	4,768	5,086	5,496	5,085	5,470

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【内 容】

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人福祉保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人福祉保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

【現 状】

短期入所療養介護の利用数、利用回数は町内にサービス事業所が無く、町外における利用が主体で増加傾向にあり、平成19年度において延べ58人／年の利用となっています。

また、利用者の介護度の構成は、要介護3の要介護認定者の割合が高く、要支援者の利用はありません。

【課 題】

現在、町内に事業所は無く、計画期間において新規事業所の開設も予定されていないことから、サービスを必要とする利用者の的確な把握と、福祉と医療の連携により管内を視野に対処していくことが必要と考えられます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスの必要な利用者の把握に努めます。
- サービス担当者会議など通じて、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。

【サービス量の見込み】

今後においても、町内に新規事業所の参入の意向はなく、町外の事業所のみでの利用と考えられるため、医療療養（医療機関）との連携のなかで要介護者による利用が増加傾向で推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	13	58	85	90	89	95
	計	13	58	85	90	89	95
利用回数(日／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	59	417	458	487	485	517
	計	59	417	458	487	485	517

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人／年)は、月ごとの利用者数の合計

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【内 容】

特定施設入所者生活介護は、要介護者が有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者が特定施設（介護専用型特定施設を除く）において、介護予防を目的として日常生活上の支援を受けるサービスです。

【現 状】

特定施設入所者生活介護の利用数、利用回数は町内にサービス事業所が無く、町外における利用が主体であり、指定施設の増加に伴い利用も増加傾向にありましたが、平成20年9月の状況では15人の利用となっており、落ち着いた状況にあると思われます。

また、指定施設も多様なことから利用者の介護度の構成は、要支援・要介護の全般的な利用がされています。

【課 題】

現在、町内に事業所は無く、計画期間において新規事業所の開設も予定されていないことから、指定施設やサービスを必要とする利用者の的確な把握と、福祉と医療の連携により管内を視野に対処していくことが必要と考えられます。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスの必要な利用者の把握に努めます。
- サービス担当者会議など通じて、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。

【サービス量の見込み】

今後においても、町内に新規事業所の参入の意向はなく、町外の事業所のみ利用と考えられることから、要支援者・要介護者ともに横ばいで推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	0	9	24	24	24	24
	介護サービス	46	143	204	228	228	228
	計	46	152	228	252	252	252

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【内 容】

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活をおくるうえで必要とする「車イス」や「特殊寝台（ベッド）」などの用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者に福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

【現 状】

福祉用具貸与の利用者数は増加傾向にあり、平成20年9月現在の利用者は127人と居宅サービス利用者346人の約36.7%の利用となっており、特殊寝台、車イスの利用がそのほとんどを占めています。

また、利用者の介護度の構成は、幅広い層において利用がされておりますが、主要品目（特殊寝台・車イスなど）の貸与がされる要介護2から5の要介護認定者の利用割合が高くなっています。

【課 題】

福祉用具貸与の利用内容については、特殊寝台、車イスの利用がそのほとんどを占めていますが、平成18年度から始まった新予防給付の制度に伴い、特殊寝台や車イスは、要介護状態等からみた必要性やその適正な利用についての懸念がされていましたが、制度の理解をもとめる一方で、適正な要介護認定と的確なケアプランのもとで特に問題はないものの、ケア対応の効果で状態が好転し要介護度が軽度化した場合の自立支援の対応に関して、さらに利用者の理解と支援事業者との連携を強化する必要があります。

【今後の方針】

- 利用者が福祉用具の利用を正しく理解することができるよう個別対応や普及活動を実施します。
- 適正な利用が行われないと自立支援を妨げる利用となることが考えられるため、妥当性・適合性を精査した利用を促進します。
- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。

【サービス量の見込み】

今後は、要介護認定者等の増加に伴いサービス量は増加傾向で推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	21	38	61	64	67	70
	介護サービス	1,156	1,345	1,391	1,486	1,431	1,526
	計	1,177	1,383	1,452	1,550	1,498	1,596

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑫ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

【内 容】

特定福祉用具販売は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」など貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

介護予防特定福祉用具販売は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

【現 状】

特定福祉用具販売の利用実績は、平成19年度で58件／年となっており、利用者の介護度の構成は、要介護1から3の軽中度の要介護認定者の割合が高くなっています。

また、購入される福祉用具の品目から見ると、シャワーベンチ、浴槽手すりなど入浴時に使用される用具が最も多く、次いでポータブルトイレ、杖などの用具が多くなっています。

【課 題】

在宅介護の環境整備の推進という視点に立ち、利用者の身体状況や住まいの状況に応じて、福祉用具が適切に活用できるよう情報提供を行う必要があります。

また、町内に指定事業所（販売業者）がなく、町外の販売業者からのみの購入となるため、商工団体などへの情報提供を含め働きかけが必要と思われます。

【今後の方針】

- 居宅サービス対象者への広報・普及活動を実施します。
- 適正な利用が行われないと自立支援を妨げる利用となることが考えられるため、妥当性・適合性を精査した利用を促進します。
- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。

【サービス量の見込み】

今後も、新規の要介護（支援）認定者の利用が主体となることが考えられるため、サービス量は横ばいで推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見込み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	6	5	5	5	5	5
	介護サービス	45	53	53	53	53	54
	計	51	58	58	58	58	59

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

【内 容】

住宅改修は、「手すりの取付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取替え」、「洋式便器等への便器の取替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

【現 状】

住宅改修の利用実績は、平成19年度で**38件**／年となっており、利用者の介護度の構成は、要支援から要介護2の軽度の要介護認定者の割合が高くなっており、住宅改修の内容は手すりの設置が最も多く、次いで段差の解消がその多くを占めています。

また、骨折などで医療入院する高齢者が、退院で在宅生活に戻る場合に、住宅改修を利用するケースが多くなってきています。

【課 題】

在宅介護の環境整備の推進という視点に立ち、利用者の身体状況や住まいの状況に応じて改修が適切に行われる必要がありますが、給付対象となる改修が限定されていること、財産価値を高める住宅リフォームと混同されてしまうこと、改修費用の上限が20万円（うち1割が自己負担）であることなどの制約について不満の声も出されている現状があります。

このため、介護支援専門員などや改修業者との連携を密にし、制度の理解に努めるとともに、利用者にとってよりよい住環境となるよう適切なサービスの提供を行う必要があります。

【今後の方針】

- 居宅サービス対象者への広報・普及活動を実施します。
- 利用者にとってよりよい住環境に改善するため、介護支援専門員などや改修業者に対して、住宅改修に関する説明会などを実施します。

【サービス量の見込み】

今後も、新規の要介護（支援）認定者の利用が主体となることが考えられるため、サービス量は横ばいで推移すると見込んでいます。

年度	サービスの種類	現 状			見込み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	0	5	5	5	5	5
	介護サービス	37	33	33	33	33	33
	計	37	38	38	38	38	38

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

【内 容】

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防給付や地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは「地域包括支援センター」で行います。

【現 状】

町内にある居宅介護支援事業所は4カ所で、11人の介護支援専門員で対応しており、介護予防支援は地域包括支援センターに主任介護支援専門員を配置し、一部事業委託をしながら対応しています。

利用者数は、居宅サービス利用者の増加に伴い増加傾向にあり、平成20年9月現在、居宅介護支援は290人、介護予防支援は39人となっています。

制度改正に伴う介護支援専門員1人当たりの標準担当数（35人）は、事業所による担当数の偏りがみられ、時期的には新規の要介護認定者が自由に事業所を選択できることが困難な状況になることもあります。

【課 題】

平成12年の介護保険制度の施行により創設された介護支援専門員は、介護サービスの調整役として重要な役割を果たしています。しかしながら、増加の一途をたどる要介護認定者等に対応するため、居宅介護支援事業所の業務量は増大しており、報酬改定に伴う担当数超過時の減算緩和の効果が期待される一方で暫定給付を含めた迅速な対応やサービスの質の向上などが課題となっています。

【今後の方針】

- 各種研修会への参加の推進や、サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。
- 地域包括支援センターの行う連絡会議などで介護支援専門員への情報提供と事業者間の相互協力や連携を図り、利用者が安心して利用できる環境を整えます。
- 介護サービス情報の公開制度の活用や、適正化事業を推進し、給付の適正化を図ります。

【サービス量の見込み】

今後についても、要介護認定者等の増加に伴い、サービス量は増加傾向で推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	333	465	476	500	525	546
	介護サービス	3,224	3,256	3,303	3,498	3,519	3,733
	計	3,557	3,721	3,779	3,998	4,044	4,279

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

(2) 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支援する観点から、原則として日常生活圏域を含む市町村に住む被保険者（高齢者）のみが利用できるサービスです。

① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【内 容】

認知症対応型通所介護は、認知症状態にある利用者一人ひとりの人格を尊重し、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護は、要支援で認知症状態にある人に介護予防のためのサービスを行います。

【現 状】

平成19年度と20年度で、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を共用施設として、認知症対応型通所介護事業所が開設され、ふたつの事業所とも1日3人が定員で、日曜・祝日に開所されており、開所日は定員いっぱいの状況にあります。

【課 題】

要介護認定申請に至る理由として認知症の伴うものがかなり多くなってきており、平成20年4月現在の施設入所者以外の要介護認定者において日常生活に支障が見られるとされる認知症の割合「Ⅱ」以上の割合は53.8%あり、高齢化が進行していくなかで、認知症高齢者対策は社会全体として考えて行かなければならない重要な課題である認識のもと、一人ひとりの人格を尊重し、認知症高齢者の症状の進行の緩和や家族介護の負担の軽減対策も必要があることをふまえ、その他の居宅介護サービスと連携した対応を進める必要があります。

【今後の方針】

- 各種研修会への参加の推進や、サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。
- 認知症の程度などニーズを適切に把握した上で、その供給体制の確保に努めます。

【サービス量の見込み】

現状における定員制限の中にあっても、利用時間の調整などによるサービス提供の拡大をする意向がだされていることから年間を通してフル稼働となる21年度以降のサービス量については増加傾向にあると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介 護 サ ー ビ ス	0	18	106	170	182	194
	計	0	18	106	170	182	194
利用回数(回/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介 護 サ ー ビ ス	0	55	319	511	550	587
	計	0	55	319	511	550	587

注：現状中、平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【内 容】

認知症対応型共同生活介護は、第3期計画で居宅介護サービスから地域密着型サービスに位置づけられたもので、認知症の状態にある要介護者について、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が介護予防を目的として、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

【現 状】

町内には、認知症対応型共同生活介護事業所がふたつあり、ユニット方式の居住形態で1ユニット9人、3ユニット27人が共同生活をしていますが、地域密着型サービスとして位置づけられる以前から入居している町外の利用者もいる関係で全員が当町に住所を有する利用者ではなく、他町からの指定も受けている事業所となっており、平成20年9月の状況では、当町においては25人（うち町外での利用者3人）の利用となっており、限られた利用者数にあっても、入居希望者（待機者）は増加傾向にあります。

また、利用者の介護度の構成は、要介護2以上の要介護認定者であり、介護予防で利用できる要支援2の認定者の利用はありません。

【課 題】

地域密着型サービスであるため、他町からの利用者を受け入れる場合や逆に町外の事業所を利用する場合は、その関係市町村間の了解のもとで地域密着型サービス運営委員会での協議・調整が必要となり、町内事業所においては、退居者がでた場合は優先的に町内待機者の入居をすすめていますが、町外事業所への入居希望に対しての適切な対応が必要となっています。

また、地域密着型サービスは町が指定・監督権限を有することから、適正なサービス運営について継続した指導が求められています。

【今後の方針】

- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。
- 地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議をふまえて対応を図ります。

【サービス量の見込み】

利用者数は、厚岸町の被保険者が利用する町内外の利用者を含め、サービス量は横ばいで推移すると見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	297	299	324	324	324	324
	計	297	299	324	324	324	324

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

(3) 施設サービス量の見込み

① 介護老人福祉施設

【内 容】

介護老人福祉施設は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

【現 状】

介護老人福祉施設の利用者は、平成20年9月現在で65名となっており、町内施設の50床は満床である一方で、町外施設の入所者の退所による利用者の減少はありますが、残念ながら、介護保険制度開始前からの町外施設の入所者が退所に至った場合でも、なかなか当町の待機者がそこに入所できる状況にはありません。

また、利用者の介護度の構成は、要介護4及び5の要介護認定者の割合が73.8%と高くなっており、平成15年度からの入所判定制度導入後、入所者の重度化が進んできている状況となっています。

【課 題】

介護保険制度開始以来、介護老人福祉施設の入所申込者は多く、平成20年9月末現在で79人で、その後もなお増え続けており、その要介護度については、軽度から重度まで広く分布しています。

しかし、管内における第3期計画期間中の施設整備でも、入所待機者の解消となる床数の増加には至っておらず、平成19年度で廃止した介護療養型病床（医療療養型に転換）から療養型病床の再編に伴う転換を含めて、老朽化している町内施設の改修とともに、ユニット型での増床を行うとともに、入所者の重度化に重点をおく必要があります。

【今後の方針】

- 第4期計画期間内において、管内調整による増床（1ユニット分9床）と療養型病床からの転換分（1ユニット分9床）をあわせて、ユニット型による2ユニット分の施設増床を行い、待機者の解消を図ります。
- 管内での大幅な増床予定はあるものの待機者の解消は見込めない現状を踏まえ、入所判定を適切に実施します。
- サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質的向上を図ります。

【サービス量の見込み】

増床に伴うサービス量の見込みについては、第4期計画期間中の参酌標準に算入されない療養病床からの転換分を含めない増床分を平成22年度から見込み、町外の利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。（総体は81頁で表示）

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護サービス	805	801	804	804	912	912
	計	805	801	804	804	912	912

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値（なお、表中平成22年度の増床分は9床分）
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

② 介護老人保健施設

【内 容】

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他日常生活上の世話などを受けられます。

【現 状】

町内に当該施設は無く、町外の施設を利用していますが、介護老人保健施設の利用者は、平成20年9月現在で18名となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

また、利用者の介護度の構成は、要介護3及び4の要介護認定者の割合が77.8%と高く、入院先の病院から入所する傾向があり、医療入院中に新規の要介護認定申請がされることが多くなってきています。

【課 題】

現在町内に施設は無く、また管内においても現在施設整備の予定は無く床数の増加は見込めないため、入所希望者の状況の把握や、各事業所の空床状況などを把握し、適切な情報提供や相談業務を行っていく必要があります。

【今後の方針】

- 入所希望者の状況の把握や空床状況などの情報提供に努めます。
- サービス担当者会議などを実施し、事業者及び医療機関との連携強化を図ります。

【サービス量の見込み】

今後は、管内における床数の増加は見込めないものの、退所が前程の施設であり、医療機関との連携による入所対応が活発化する傾向がみられることから、利用者数については増加傾向にあると見込んでいます。

年度	サービスの種類	現 状			見込み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護サービス	171	139	240	264	288	288
	計	171	139	240	264	288	288

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

③ 介護療養型医療施設

【内 容】

介護療養型医療施設は、長期間にわたる療養が必要な要介護者が、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けられます。なお、医療制度改革により、全国的に平成23年度に廃止されることとなっています。

【現 状】

当町における介護療養型医療施設は、町立厚岸病院に開設しておりましたが、その指定更新の期限をむかえるにあたり、施設基準のひとつである医師の基準配置数には至らないことから、平成20年3月末をもって廃止し（指定解除され）、平成20年4月からは病院としての医療療養型病床に移行しました。医療療養型への移行直前の平成20年3月現在で入所者は13人ありましたが、その後、退院により在宅介護に戻られたり、町内外の介護老人福祉施設に移られるなどの異動が続いています。

また、医療制度改革による療養病床の再編にあたり、さらに医療療養病床の削減が必要とされる中で、第4期計画期間内における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増床を行うにあたって、この療養病床から一部転換（1ユニット分9床）を図ることで、介護老人福祉施設の増床にあてることとしています。

【課 題】

廃止された町内施設は1施設19床であったことから、介護施設におけるその減床分を補完する意味で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での増床を確保する必要があります。

なお町外の介護療養型医療施設に入所していた要介護者もありましたが、その施設も平成20年3月で廃止（介護療養型から医療療養型への移行）されているため、平成20年度で介護療養型医療施設の入所者は0人となっています。

【今後の方針】

- 廃止となった療養病床の補完をするべく、介護老人福祉施設において増床を図ります。
- 医療療養型に移行した要介護者で施設入所を必要とする場合など、引き続き事業者と医療機関との連携をとりながら対応を図ります。

【サービス量の見込み】

介護療養型医療施設への入所者は現在無く、平成23年度の当該施設の廃止を目前にして、管内を視野にした入所も見込めないことから、利用者数については今後も見込んでいません。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介護サービス	216	204	0	0	0	0
	計	216	204	0	0	0	0

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

(4) 平成26年度までの居住系サービスの目標

施設及び居住系サービス利用者数の将来推計にあつては、高齢者が可能な限り在宅での生活ができるようサービス基盤を充実させていく必要がある一方で、介護保険施設等については、重度の要介護認定者に重点をおくこととします。

● 施設・居住系サービス利用者数の目標量

(単位:人/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用者数	103	98	87	89	100	100	109	109	109
介護老人福祉施設	69	67	67	67	76	76	85	85	85
介護老人保健施設	16	14	20	22	24	24	24	24	24
介護療養型医療施設	18	17	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護専用居住系サービス利用者数	27	27	27	27	27	27	27	27	27
認知症対応型共同生活介護	27	27	27	27	27	27	27	27	27
特定施設入所者生活介護(介護専用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合	38.6%	32.6%	30.0%	29.5%	31.3%	30.4%	31.7%	30.8%	30.0%
要介護2～5要介護者数	337	383	380	393	406	418	429	441	453
施設・介護専用居住系サービス利用者数	130	125	114	116	127	127	136	136	136

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所者に対する要介護4～5の者の割合	67.0%	70.4%	66.7%	65.2%	69.0%	69.0%	71.6%	71.6%	71.6%

※ 平成26年度までの施設及び居住系サービスの目標は、次の国の参酌標準を考慮し設定しています。(当該参酌標準は第3期計画から変更されていません)

国の参酌標準

- 平成26年度において、要介護2以上の要介護認定者全体に対して、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設における特定入所施設生活介護(地域密着型を含む)の利用者数の合計の占める割合を、37%以下にすること。
- 平成26年度の施設サービスの利用者数は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上とすること。

(5) 療養病床転換に伴う介護保険施設等のサービス量の見込み

【現 状】

第3期計画において介護療養型医療施設があった町立厚岸病院は、平成20年3月末の介護療養型医療施設の廃止に伴い、それまで介護療養型病床としていた19床を医療療養型病床として移行し、現在42床の医療療養型病床を有しています。

医療制度改革により、療養型病床の再編がすすめられる中で、医療療養型へ移行した19床のうち9床について、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増床分に転換することとし、医療療養型を32床に削減する見込みです。

【課 題】

第4期計画期間中における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増床は、平成20年3月末で廃止した介護療養型医療施設で有していた19床を補完することを第一義の目的とし、増床に係る施設建設費への補助基準となる「ユニット型による施設整備」で行う関係から、増床するユニット型への必要床数として、1ユニット9床からなる2ユニット分の18床をもって、先に廃止した介護療養型医療施設に近い床数を確保することとして、管内調整から1ユニット分の9床を確保し、医療療養型病床からの転換による1ユニット分の9床を合わせて、2ユニット分の18床を確保する必要があります。

なお、居住系サービスにおける施設サービスの参酌標準に該当するのは、管内調整で増床する9床分であり、第4期計画期間内では、療養病床転換による9床は含まないこととされていることから、そのサービス量を別枠で見込むこととなります。

【今後の方針】

- 先の介護老人福祉施設の方針でふれたように、第4期計画期間内において、管内調整による増床（1ユニット分9床）と療養型病床からの転換分（1ユニット分9床）をあわせて、ユニット型による2ユニット分の施設増床を行い、待機者の解消を図ります。

【サービス量の見込み】

療養病床からの転換分を含めた施設増床は、平成21年度に建設し、平成22年度からの供用となることから、平成22年度からの増加を見込んでいます。

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人/年)	介 護 サ ー ビ ス	0	0	0	0	108	108
	計	0	0	0	0	108	108

注：利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

(参考) 前述の「介護老人福祉施設」における転換増床をふまえた見込み

年 度	サービスの種類	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	介 護 サ ー ビ ス	828	804	804	804	912	912
療養型転換増床分	介 護 サ ー ビ ス	0	0	0	0	108	108
増床後の利用者数 (人/年)	計	828	804	804	804	1,020	1,020

注：平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値
利用者数(人/年)は、月ごとの利用者数の合計

3 介護保険サービス事業費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

介護サービス事業費は、個別に設定した各サービス量の見込みに介護報酬単価及び給付実績等を踏まえ、給付率などを勘案して算出します。

● 居宅サービス事業費の見込み

(単位:千円)

種類	年度	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護		2,758	3,563	3,623	3,950	4,177	4,371
		68,331	78,345	81,053	89,894	85,282	91,798
訪問入浴		0	0	0	0	0	0
		2,976	3,183	3,385	3,802	3,225	3,523
訪問看護		344	701	715	778	827	863
		5,163	6,639	6,829	7,562	7,250	7,786
訪問リハビリテーション		0	0	0	289	308	323
		0	0	200	4,210	4,128	4,407
居宅療養管理指導		0	0	0	0	0	0
		426	645	595	612	631	650
通所介護		4,062	6,227	6,359	6,914	7,273	7,615
		109,160	119,503	121,229	133,432	132,532	141,733
通所リハビリテーション		1,305	2,687	2,750	2,971	3,132	3,278
		12,319	18,417	18,644	20,483	20,407	21,824
短期入所生活介護		21	51	52	58	60	62
		35,987	40,219	41,875	46,707	43,086	46,526
短期入所療養介護		0	0	0	0	0	0
		525	3,627	3,659	4,016	3,979	4,258
特定施設入居者生活介護		0	926	929	958	961	964
		2,866	14,140	17,591	19,906	19,645	20,025
福祉用具貸与		303	317	324	328	370	384
		14,911	17,396	17,893	19,784	18,598	19,952
特定福祉用具販売		146	66	67	69	69	69
		1,445	1,695	1,700	1,753	1,758	1,763
住宅改修		0	549	551	568	570	572
		4,924	3,577	3,587	3,699	3,710	3,721
居宅介護支援		1,639	1,888	1,926	2,086	2,197	2,296
		40,279	42,623	43,041	47,093	47,178	50,254

注: 上段は介護予防サービス事業費、下段は介護サービス事業費
平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

● 地域密着型サービス事業費の見込み

(単位:千円)

種類	年度	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型通所介護		0	0	0	0	0	0
		0	241	1,060	1,747	1,934	2,064
認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0	0	0
		71,628	71,085	71,298	73,515	73,735	73,956

注: 上段は介護予防サービス事業費、下段は介護サービス事業費
平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

● 施設サービス事業費の見込み

(単位:千円)

種類	年度	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設		177,733	178,371	178,906	184,467	211,106	211,739
介護老人保健施設		44,973	32,999	45,308	49,651	55,743	55,893
介護療養型医療施設		56,155	56,142				
療養型病床からの転換分						27,149	27,149

注:平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

● その他のサービス事業費等の見込み

(単位:千円)

種類	年度	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定入所者介護サービス費		29,110	28,000	26,636	30,000	30,000	30,000
高額介護サービス費		8,074	8,860	12,978	12,000	12,000	12,000
審査支払手数料		857	947	972	975	975	975

注:平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

● 標準給付見込額

(単位:千円)

種類	年度	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
標準給付見込額		698,409	743,617	715,721	774,283	824,304	852,782

注:平成18・19年度は実績数値、平成20年度については見込み数値

(2) 地域支援事業の見込み

● 地域支援事業費

(単位:千円)

種類	年度	現 状			見 込 み		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域支援事業費		19,121	18,891	22,663	23,200	24,700	25,555
		2.0%	2.3%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

注:下段率は総給付費に対する地域支援事業の上限の率を示しています。

4 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料収納必要額の算定

第4期介護事業計画期間における保険料収納必要額は次のとおり算出されます。

第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は、第3期計画期間（平成18～20年度）においては19%でしたが、第4期計画期間（平成21～23年度）では20%となります。

● 保険料収納必要額の算定

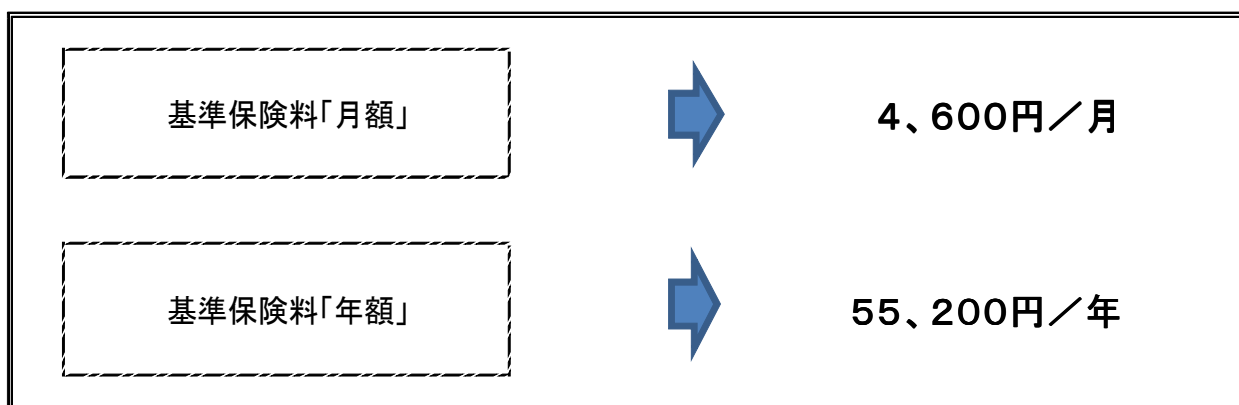
（単位：千円）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
標準給付見込額	A	774,283	824,304	852,782	2,451,369
地域支援事業見込額	B	23,200	24,700	25,555	73,455
第1号被保険者負担分(20%)	C	159,497	169,801	175,668	504,965
調整交付金相当額	D	38,714	41,215	42,639	122,568
調整交付金見込額	E	55,594	59,185	61,230	176,009
財政安定化基金拠出金見込額	G				0
財政安定化基金償還金	H	0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額	I				0
保険料収納必要額 (C+D-E+G+H-I)					451,524

(2) 第4期介護保険料（保険料基準月額）

第4期介護保険事業計画期間における保険料基準額は次のとおり算出されます。

保険料収納必要額	保険料収納率見込	所得段階別加入割合 補正後被保険者数	月数
451,524千円 ÷	97.3%	8,392人 ÷	12月



この基準額は所得段階別の保険料では「第4段階」となります。

(3) 所得段階別の介護保険料

第4期介護保険事業計画期間における保険料は、これまでの6段階を継承しますが、基準保険料となる第4段階で、非課税の本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合には保険料を弾力化することとしています。

なお、今期における介護報酬の引き上げ改定は、介護従事者の処遇改善を図るためのものとされており、これに伴う保険料の上昇分を抑制するために「介護従事者処遇改善臨時特別交付金」が手当されたことにより、厚岸町では計画期間の3年間の基準額を均等に引き下げて保険料を算定することとしました。

● 所得段階別保険料

※介護従事者処遇改善臨時特例対策による軽減後の保険料

(単位:円)

段階	対象者	保険料	月額	年額
第1段階	● 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合 ● 生活保護の受給者	基準額 × 0.5	2,275	27,300
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.5	2,275	27,300
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額 × 0.75	3,412	40,950
第4段階	本人が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人(世帯内に住民課税者がいる場合)	基準額 × 0.9	4,095	49,140
	本人が住民税非課税(世帯内に住民課税者がいる場合)	基準額 × 1.0	4,550	54,600
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25	5,687	68,250
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額 × 1.5	6,825	81,900

(参考)本来の所得段階別保険料

(単位:円)

段階	対象者	保険料	月額	年額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者	基準額 × 0.5	2,300	27,600
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.5	2,300	27,600
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額 × 0.75	3,450	41,400
第4段階	本人が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人(世帯内に住民課税者がいる場合)	基準額 × 0.9	4,140	49,680
	本人が住民税非課税(世帯内に住民課税者がいる場合)	基準額 × 1.0	4,600	55,200
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25	5,750	69,000
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額 × 1.5	6,900	82,800

◇第3章

各論 第3

計画の推進について

第3 計画の推進について

1 計画推進への取り組み及び推進に必要な事項

本計画の推進にあたっては、住民の日常生活に密接に関わるため、住民の身近なところで総合的に提供されていく必要があります。

施策を実現していくためには、国や北海道との連携を図るとともに、行政はもとより、事業者や団体等と積極的な関わりを維持し、ともに連携の促進に努めながら施策を展開していくことが必要です。

(1) 計画推進に向けた全体の取り組み

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、円滑に推進していくためには、行政機関や社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア関係団体等や医療機関、民間事業者など連携を密にし、町内の様々な施設を活用するなど、それぞれの役割分担と協働のもと住民の理解を得つつ、計画を推進していきます。

高齢者保健福祉サービス、介護保険サービス等の推進にあたっては、保健福祉総合センターあみか21を中心として、地域包括支援センターや関係する相談窓口との連携強化を図るとともに、地域包括支援センターにおける関係サービスの総合的な相談、調整、必要に応じた様々なネットワーク体制の構築を行い、個々への支援を推進しつつ地域支援に取り組み、連携の継続性の維持に努めていきます。

また、行政内部においても関係各分野の連携促進に留意し、保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会を定例的に実施するなど情報を共有していきます。

(2) 関係情報と住民ニーズの把握

各種サービスの情報提供にあたっては、町の広報媒体等を通じて情報を提供していますが、引き続き必要な情報の提供を行い、また、サービス普及啓発のための様々な手段を検討していく必要があります。

また、住民ニーズの把握にあたっては、各種の相談等を通じて行うことや潜在的に何らかのサービスを必要とする方も存在すると想定されることから、介護予防や健康づくりなど積極的な地域支援を通じて様々な手段により把握することに努めていきます。

(3) 計画の推進管理

本計画は、各種サービスの見込量を基礎としており、次期計画にむけた分析評価を継続して行っていく必要があります。そのため厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会を中心に、毎年、分析評価を行い次期計画に反映させることに留意します。

第4期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

月 日	策 定 経 過 等
平成20年 12月10日～	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施（高齢者一般、要介護認定者）・回収・集計・分析
平成21年 2月21日	第1回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会の設置他）
2月24日	第1回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（正副部会長の選出、アンケート結果の報告 他）
3月 1日	第2回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（「計画」素案「総論」「各論」 他）
3月 7日	第3回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（「計画」素案「総論」検討）
3月 8日	第4回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（「計画」素案「各論」前部分の検討）
3月14日	第5回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（「計画」素案「各論」中部分の検討）
3月15日	第6回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（「計画」素案「各論」後部分の検討）
3月21日	第2回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案提示）
3月23日 ～24日	第4期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る住民説明会開催（湖南地区、湖北地区）
3月23日 ～26日	厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案の公開（町民意見・提案募集）
3月25日	厚岸町議会議員協議会 （厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案報告）
3月27日	第3回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画報告）
3月30日	厚岸町政策会議 （厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討）
4月1日～	計画の推進

第4期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
(1) 学識経験者	◎室崎 正之 富澤 泰	厚岸コミュニケーション障害の会事務局 厚岸町教育委員会教育長
(2) 保健医療関係者	秋田 聰	厚岸町医歯会会長
(3) 福祉関係者	稲井 正義 ○澤田 晃 堤 美津子	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会会長 厚岸町民生委員・児童委員協議会会長 厚岸町ボランティア連絡協議会会長
(4) 被保険者代表者	高橋 奏 柿崎 多佳子 小野寺 浩江	厚岸町老人クラブ連合会監事 厚岸町女性団体連絡協議会会長 厚岸消費者協会会長
(5) 費用負担関係者等	大沼 隆	厚岸町副町長

◎は部会長、○は副部会長

第4期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成21年3月

発行 厚岸町

編集 厚岸町保健介護課

〒088-1119 厚岸町住の江1丁目2番地

厚岸町保健福祉総合センターあみか21

TEL(0153)53-3333

FAX(0153)53-3077